

# 令和5年度 大村市一般廃棄物処理実施計画

## 1 総則

### (1) 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び同施行規則第1条の3の規定に基づき、令和5年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めるものである。

### (2) 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### (3) 計画対象地域

大村市全域とする。

## 2 ごみ処理実施計画

### (1) 一般廃棄物の種類及び排出量の見込み

令和5年度の一般廃棄物の種類及び排出量の見込みは次のとおりである。

表 1 ごみ処理量の見込

種類		搬入区分	令和5年度 見込（単位：t）
燃やせるごみ	家庭系	市収集	15,793
		持込み	632
		計	16,425
	事業系	許可車	7,346
		持込み	1,915
		計	9,261
	し尿残渣等		
計			<b>25,688</b>
燃やせないごみ	家庭系	市収集	853
		持込み	1,067
		計	1,920
	事業系	許可車	51
		持込み	148
		計	199
	計		
資源物	家庭系	市収集	835
		持込み	735
		計	1,570
	事業系	許可車	36
		持込み	39
		計	75
	計		
合計			<b>29,452</b>

(2) 一般廃棄物の処理主体

①家庭系ごみ

表 2 家庭系ごみの区分と収集運搬方法

	区分	排出方法	収集回数	収集場所	処理主体	運搬方法	
家庭系	燃やせるごみ	指定袋	週 2 回	ステーション	大村市	直営・委託	
	燃やせないごみ	括る又は 市販無色透明袋	月 1 回				
	粗大（持込）ごみ	そのまま	直接持込				
	資源物	かん	専用コンテナ				月 1 回
		びん	専用コンテナ				月 1 回
		ペットボトル	市販無色透明袋 （フタをとりラベルを はがし軽くすすぐ。）				月 1 回
		プラスチック製容器包装 類	市販無色透明袋				月 1 回
		古繊維	市販無色透明袋				月 1 回
		古紙類	紐で括る				月 1 回
		有害ごみ	他のものと区別して排 出				月 1 回
動物死体		箱・袋等に入れて排出	必要の 都度	連絡者本 人の指定 場所			

②事業系ごみ

表 3 事業系ごみの区分と収集運搬方法

	区分	排出方法	収集回数	収集場所	処理主体	運搬方法
事業系	燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大（持込）ごみ 資源物	事業者自らの責任にお いて適正に処理する。	必要の 都度	事業所	大村市 事業者	直接搬入 又は一般 廃棄物収 集運搬許 可業者

事業活動によって生じたごみ（廃棄物）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条に基づき事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

本市では、許可業者又は自らが環境センターへ搬入して処理することを可能としており、持ち込みする時は、事前連絡および内容物の申告を前提としている。

また、平成 16 年 10 月から、少量排出事業者用の「事業系指定ごみ袋」制度を開始している。市へ「少量排出事業者」として登録した事業者に限り、「事業系指定ごみ袋」を使用し、1 回の収集日につき 2 袋を限度に、燃やせるごみに限って市が収集している。ただし、本市が収集するのは、家庭系ごみの収集などに支障がない範囲で、適正な排出（事業者名の記入、事業系指定ごみ袋の使用、産業廃棄物が混入されていないなど）に限る。

本市のごみ焼却処理施設において、令和 3 年 4 月 15 日（木）に発生した火災事故により、全焼却炉（1 号炉～3 号炉）の運転が停止し、他市町・団体などの処理施設において燃やせるごみを処理していたが、令和 4 年度に全焼却炉の施設復旧が完了し、焼却処理を再開している。

### (3) 基本施策

#### ① 家庭系ごみに対する減量化・資源化施策

指定ごみ袋			持込手数料	
大	20 枚	600 円	50kg まで	200 円
小	20 枚	300 円	50kg 超	50kg までごとに 100 円加算
特小	20 枚	200 円		

#### ア) 家庭系ごみ有料化

家庭系ごみは、平成 13 年度から「燃やせるごみ」のみ「指定ごみ袋制度」を導入し、平成 21 年 7 月 1 日から、家庭系ごみを環境センターに搬入する場合のごみ処理手数料の徴収を実施している。

#### イ) 生ごみ堆肥化

生ごみリサイクルを広く、多くの家庭で取り組むことが出来るよう、堆肥化容器の無償貸与（期間 5 年間・経過後は譲渡・1 世帯 1 基）を実施する。さらに、各種団体を対象に「生ごみリサイクル出前講座」を開催する。

#### ウ) 集団回収事業

子供会・町内会などの団体が行う古紙・古繊維類・ペットボトルの集団回収活動に対して報奨金（4 円/kg）を交付することにより、資源の有効活用、分別排出の促進等のリサイクルを推進する。

令和 4 年度からは、集団回収活動を更に推進するため、年間の総回収量が 10,000 kg を超えた団体に対し、報奨金（1 円/kg）をインセンティブ分として加算する。

#### エ) 廃棄物減量等推進委員

市民の中から、廃棄物減量等推進委員を委嘱し、資源の有効活用、廃棄物の減量化、その他の清掃活動について本市の施策への協力並びに地域のリサイクル活動の推進等の活動を行う。

## ②事業系ごみに対する減量化・資源化施策

### ア) 事業系ごみ有料化

指定ごみ袋		持込手数料	
大	10枚 1,000円	100kgまで	600円
小	10枚 500円	100kg超	50kgまでごとに300円加算

### イ) 多量排出事業者への指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対し、分別基準の周知や減量化要請等の指導を行う。

### ウ) 不適正搬入の監視及び指導

産業廃棄物の搬入禁止と、不適正搬入の監視及び指導を強化する。

## ③普及啓発事業

### ア) ごみの分別方法等の説明会の開催

町内会など地域住民団体に対して、ごみの分別方法等の説明会を開催する。

### イ) ごみの分け方・出し方の周知

家庭からごみを出す際の正しい分け方、出し方を周知するため「ごみ便利帳」を配布する。

### ウ) マイバッグ運動

レジ袋の減量化を目的とした「マイバッグ運動」を積極的に展開し、過剰な包装や容器入り商品の購入自粛、使い捨て商品の使用抑制等呼びかける。

### エ) 環境センターの施設見学

小・中学校や町内会など各種団体の施設見学を随時受け、ごみの分別方法や、4R推進の説明を行う。

### オ) もったいない抽選会

環境センターへ廃棄物として搬入されたものの中から、まだ使えるものを展示し、抽選で当選された人に提供する「もったいない抽選会」を実施する。

#### ④収集・運搬

##### ア) 家庭系ごみの分別区分

燃やせるごみのステーション収集を推進し、市民は、生ごみや草木の堆肥化、過剰包装や使い捨て商品の自粛など、その減量化に努める。また堆肥化容器の貸与制度等の施策により、市民のごみ減量化に対する支援策を講じる。

燃やせないごみもステーション収集を実施する。乾電池（二次電池類を除く。）及び廃蛍光灯類（水銀を使用した体温計や温度計を含みます。）は、それぞれ他の「燃やせないごみ」と区分して回収する。

表 4 家庭系ごみの分別区分（令和 5 年 4 月 1 日現在）

分別区分	具体例
燃やせるごみ	生ごみ、貝殻、発泡スチロール、紙おむつ、くつ、バッグ類、草、木くず、座布団、ぬいぐるみ、おもちゃ、酒かす、みそ、油、ストッキング、カップ、シート、ホース類、ビデオテープ、カセットテープ、CD 類等
燃やせないごみ	なべ、やかん、植木鉢、茶碗、ファンヒータ、ストーブ、傘、ラジカセ、コンポ、油びん、化粧びん、薬びん、割れたびん、布団（2 枚まで）、電子レンジ、ミシン等
粗大（持込）ごみ	引っ越し等で一時的に多量に出たごみ、剪定した多量の木・枝、多量の木・木切れ、布団（3 枚以上）、タンス、机、家具類等
資源物	かん、びん、古紙類、古繊維、ペットボトル、プラスチック製容器包装類
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、体温計、血圧計等

##### イ) 家庭系ごみの収集運搬体制

本市の、家庭系の燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物は地区ごとに委託で収集運搬を行う。

##### ウ) ふれあい収集事業

家庭のごみをステーションまで持って行くことが困難な高齢者や障害者の方などを対象として、ふれあい収集（玄関先でのごみ収集）を実施する。ふれあい収集は、申請により実施し、申請者への見守り活動として声かけも行う。

#### エ) 燃やせるごみのステーション化推進事業

燃やせるごみの収集については、安全で効率的なステーション収集を実施してきたが、令和 5 年 4 月現在で、15.1% (約 6,800 世帯) が戸別収集であることを踏まえ、収集時間の短縮化と収集経費の最適化を目的に、燃やせるごみのステーション化推進事業を進める。

#### ⑤その他

##### ア) 小型家電リサイクル回収 (ピックアップ方式)

環境センターに搬入される燃やせないごみの中から小型家電を選別して、レアメタルをはじめとする金属をリサイクルする。

##### イ) 廃食油リサイクル

市内 11 か所で、家庭から出た廃食油を拠点回収する。回収された廃食油は市内の事業者において、バイオディーゼル燃料 (BDF) にリサイクルされ、トラックなどの車両の燃料として利用されている。

##### ウ) 一般廃棄物最終処分場の適正管理

平成 29 年 4 月に新たな一般廃棄物最終処分場を整備し、同年 10 月に供用を開始した。最終処分物の適正処理に努める。

##### エ) 焼却主灰リサイクル

ごみ焼却施設から排出される焼却主灰を、最終処分場の延命化とリサイクルの推進のため、セメント原料化する。

(4) 中間処理計画

処理施設の概要

施設名	大村市環境センター
所在地	大村市森園町 1470 番地
能力等	(1) ごみ焼却処理施設
	焼却施設 (公称能力: 165t/日)
	(2) 粗大ごみ処理施設
	破碎施設 (公称能力: 24t/日)
	(3) 資源ごみ処理施設
	選別・保管施設 (公称能力: 6t/日)

(5) 最終処分計画

処理施設の概要

施設名	大村市一般廃棄物最終処分場
所在地	大村市陰平町地内
敷地面積	18,097 m <sup>2</sup>
埋立面積	7,228 m <sup>2</sup>
埋立総容量	48,100m <sup>3</sup>
埋立方式	サンドイッチ方式
計画期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日
埋立年数	15 年 (予定)



### 3 生活排水処理実施計画

(1) 処理計画人口等

- ① 供用区域面積 126.73km<sup>2</sup>
- ② 供用区域人口 98,237人（令和4年10月現在）

(2) し尿・浄化槽汚泥処理計画

① 排出量の見込み

- ア) し尿 2,660k1/年
- イ) 浄化槽汚泥 2,920k1/年

- ② 収集運搬区域 市内全域

③ 収集回数

- ア) し尿汲み取り 随時
- イ) 浄化槽汚泥 随時

- ④ 収集運搬方法 大村市の許可を受けた業者による戸別収集

(3) 中間処理計画

処理施設の概要

施設名	大村市環境センター（し尿処理施設）
所在地	大村市森園町 1470
処理形式	前処理＋公共下水道放流
処理計画量	し尿：2,660k1/年、浄化槽汚泥：2,920k1/年